

論文

小学校における特別支援教育の 校内支援体制構築に関する現状と課題 — 栃木県小学校教育研究会特別支援教育部会の 取組を中心に —

清水 浩
清水 仁美

Current Situation and Issues Concerning Building a School
Support System

for Special Needs Education in Elementary Schools:

Focusing on efforts by the Special Needs Education Committee of
the Tochigi Elementary School Education Research Group

SHIMIZU Hiroshi

SHIMIZU Hitomi

I 問題の所在と目的

1 はじめに

近年、グローバル化やスマートフォンの普及、ビッグデータや人工知能等の活用による技術革新が進むなど、社会の変化のスピードが加速しており、将来の予測が難しい時代となっている。このような中、子どもたちの

未来を創り出していく能力を育成するため、新しい学習指導要領が、小学校では2020年度に全面实施となった。

今回の改訂の内容をみると、複数の科目やカリキュラム等の変更が行われたことから、小学校では、グローバル化に伴い外国語（英語）活動を現行の5・6年生から3・4年生に早め、5・6年生で正式な教科とすることになった。具体的には、3・4年生で外国語活動が35時間、5・6年生で外国語が70時間設けられ、6年間の標準授業時数は、現行の5,645から5,785に増加した。

また、高度情報化社会に対応すべく、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されている。さらに、学習量の増加や学習内容の難易度アップ、思考力・判断力・表現力の重視等から、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められ、その方策として、①学校教育の効果を常に検証して改善する、②教員が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業を作る、③地域と連携し、よりよい学校教育を目指すといった内容が挙げられている。

このように教員に対して、教材やカリキュラムなど授業のすべてに関する見直しや検討が求められており、一斉指導で全体の流れに乗ることをあつ程度求める指導形態から、子ども一人一人の実態に合った指導方法や学習内容等の充実を図っていくことが重要となる。また、その際、子どもの実態に配慮した教育課程を編成することや、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善等が求められることから、特別支援教育の視点を活かし、個に応じた多様な学びに適切に対応した授業作り及び学級経営等を行っていくことへの必要性が高まっているのが現状となっている。

以上のことから、今回の研究では、小学校における特別支援教育を推進するために、校内支援体制構築に関する内容を中心に、取組に関する現状と課題を明らかにし、今後の在り方を検討することを目的とする。

2 栃木県の取組

(1) 概要

教育基本法（2006）においては、教育は、「一人一人の人格の完成を目指して行われるもの」とされ、併せて「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の育成が求められている。このことから、自己実現を目指して生涯にわたり学び続けていけるようにしていくことや、主体的に社会に参画してこれから先の未来を自分たちの手でともに創造していくようにしていくことが必要となっている。

また、我が国においては、自立、協働、創造の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を掲げ、2013（平成25）年に第2期教育振興基本計画を策定するなど、これに基づいた様々な教育改革が進められてきた。

一方、このような流れを受け、栃木県教育委員会では、三期（一期2001～2005、二期2006～2010、三期2011～2015）にわたる「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」を策定し、積極的かつ計画的に教育行政を推進してきた。この「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」は、前計画として位置付けられ、「とちぎの子どもたちを自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていける人間に育てる」という基本理念を掲げ、一人一人の自己実現を目指した教育を推進している。

以上の三期計画の成果や課題を踏まえ、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等の充実を通して、栃木の子どもたちが将来、社会的に自立し、主体的に社会に参画し生きていける力を培えるよう、栃木県教育行政の基本方向を本計画と位置付け、「栃木県教育振興基本計画 2020」（2016～2020）及び、栃木県教育振興基本計画2025」（2021～2025）を策定している。

(2) 特別支援教育に関する取組

特別支援教育の内容に関しては、「栃木県教育振興基本計画2020」の中に、4特別支援教育の充実として、①小・中・高等学校における特別支援教育の充実、②特別支援学校における職業教育・就労支援の充実、また、「栃木県教育振興基本計画2025」の中に、3特別支援教育の充実として、①教

員の理解促進と実践的な指導力の向上、②就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築が、それぞれ目標として掲げられている。なお、本計画の二期目となる「栃木県教育振興基本計画2025」には、基本施策3に特別支援教育の充実として、表1のような内容が示されている。

表1 基本施策3特別支援教育の充実

- ・障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システムのさらなる推進が求められている。
- ・本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めている。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要である。
- ・そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図る。

また、主な取組として、①教員の理解促進と実践的な指導力の向上、②就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築が挙げられている。

表2に、①教員の理解促進と実践的な指導力の向上、表3に、②就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築をそれぞれ示す。

表2 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

- ・全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、障害の特性等を理解し、個別的教育支援計画の作成や活用等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付け、日常的教育活動に生かすことができるよう、教員を対象とした研修の充実を図る。
- ・学校が、事例検討会等の実施及び実践事例の蓄積・共有等により、一人一人の幼児児童生徒に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ることができるよう、専門的な知見の活用機会の提供等、学校の取組を支援する。

表3 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

- ・本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、家庭や保健、医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した適切な指導・支援の充実を図る。
- ・各学校段階等の移行期において、個別の教育支援計画等の活用により、合理的配慮を含む支援情報の確実な引継ぎを一層推進する。

以上の取組に関する成果と課題については、以下のとおりとなっている。

一点目の、「教員の理解促進と実践的な指導力の向上」については、栃木県総合教育センターの基本研修や新任教頭研修等において、障害のある児童生徒の理解や指導・支援について説明するなど、特別支援教育の理解促進に努めている。また、特別支援学校を会場とした、特別支援学級担当2年目の教員等を対象とした研修を実施し、実践的な指導力の向上を図ったことなどが、主な取組や成果として挙げられている。さらに、今後の対応方法としては、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させるよう、発達障害専門家チームの学校派遣や、特別支援学校のセンター的機能の活用を周知することや、インクルーシブ教育指導員をモデル校に配置し、校内支援体制を整えるとともに、取組の成果を近隣の学校へ周知し、地域全体の特別支援教育の充実につなげていくなどの点が挙げられている。

次に二点目の、「就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築」については、小・中学校等の教頭を対象とした特別支援教育研究会を実施し、個別の教育支援計画を活用した小・中学校間の引継ぎや、支援情報を高等学校等へ引き継ぐことの必要性が周知された。

また、保護者向けのリーフレット「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～個別の教育支援計画の作成と活用～」を各研修会等で配布し、教職員への理解促進を図った等が主な取組や成果として挙げられている。

さらに、今後の対応方法としては、特別支援教育研究会や、各教育事務

所や市町教育委員会、各学校への訪問等において、教職員への理解啓発を図っていくこと、及び高等学校を対象とした巡回相談や特別支援教育コーディネーターを対象とした連絡協議会等において、高等学校から引継ぎの好事例を周知していくこと等が挙げられている。

Ⅱ 方法

1 栃木県小学校研究会研究年報の分析

本研究会は、9支部（宇都宮支部、上都賀支部、芳賀支部、下都賀支部、塩谷支部、那須支部、南那須支部、佐野支部、足利支部）からなる支部活動と、19部会（国語部会、社会部会、算数部会、理科部会、生活・総合的な学習部会、音楽部会、図画工作部会、家庭部会、体育部会、道徳部会、特別活動部会、学級経営部会、へき地複式分校部会、特別支援教育部会、学校図書館部会、情報・メディア教育部会、保健安全教育部会、人権教育部会、外国語活動部会）からなる各部会活動等で組織されている。また、本研究会の研究主題を毎年設定し、各支部、各部会が本主題に基づき具体的な研究主題を設定して、研究、研修実践に取り組んでいる。

なお、特別支援教育部会は、栃木県特別支援教育連絡協議会（栃木県小学校教育研究会、栃木県中学校教育研究会、栃木県知的特別支援学校で構成）の構成団体の一つとして諸活動を行っている。

具体的な検討内容を以下に示す。

(1) 対象資料

栃木県小学校研究会研究年報第38号（2001）～第58号（2021）。

(2) 方法

栃木県小学校研究会研究年報の特別支援教育部会の報告内容を中心に、テーマ毎に整理し、その内容を分析する。

Ⅲ 結果

1 研究主題

栃木県小学校研究会特別支援教育部会では、毎年、研究主題を設定し、研究活動を進めている。ここでは、設定された研究主題と我が国の特別支援教育に関する施策等との関連を確認する。

(1) 2001年

文部科学省（以下、「文科省」、2001）の「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」において、①障害のある児童生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うとするニーズ教育を目指すこと、②小・中学校等の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に積極的に対応することが示され、特殊教育から特別支援教育への転換が志向された。

この中では、障害を持つ子ども達が、社会の変化に主体的に対応し、心豊かにたくましく生き抜く力を育てていくことが求められており、一人一人の子どもが持つ発達の個人差を、その子どもの教育的ニーズとしていく教育を充実させていくことが重要となっている。

一方、栃木県の特殊教育の現状は、障害の多様化・重度化に伴う指導体制、就学指導及び入級指導、学級数の減少等がみられ、各地域における特殊学級はそれぞれが様々な状況下に置かれていることから、共通化を図っていく必要がある。

(2) 2003年

文科省（2003）の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中に、特殊教育から特別支援教育への転換を図ることが明記された。具体的には、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う従来の特殊教育から、一人一人の児童生徒について、その教育的ニーズ障害を把握し、それに適した適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図るという基本

的方向を示した。さらに、学校教育法施行規則の改正（2006）により、通級制度の弾力化が示され、LD、AD／HD、ASD についても通級による指導の対象となった。

（3）2007年

学校教育法等の一部改正（2007）が施行され、特殊教育から特別支援教育に向けての変革が本格的に進められることになった。なお、研究の視点として、校内体制の確立、特別支援教育コーディネーターの在り方、個別教育支援計画の作成の研究等が挙げられている。

（4）2012年

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（中央教育審議会初等中等教育分科会）（2012）が報告された。この中で、「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要で、特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、さらにはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。」との提言がなされた。

（5）2017年

新学習指導要領（2017）では、よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有するために、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働により実現することの重要性が示されている。そこで、特別な支援を必要とする児童が、社会を形成する一員として自己の可能性を伸ばしながら主体的に生きていくためには、全ての教職員の特別支援教育に対する理解と、個に応じた様々な手立てを検討することのできる教員の専門性、実践的な指導力を高める

ことが必要であると考えた。

以上のような特別支援教育に関する施策等の経緯から、毎年、研究主題及び副主題を設定し、部会の活動内容を実施している。

なお、具体的な研究主題に関しては、2001年度「豊かな社会自立につながる、個に応じた指導の工夫」、2002～2003年度「豊かな社会自立につながる、一人一人のニーズに応じた指導の工夫」、2004～2006年度「小学校におけるこれからの特別支援教育の在り方の研究」、2007～2008年度「特別支援教育を推進するための取組に関する研究」、2009～2011年度「一人一人を理解して支援する特別支援教育の在り方」、2012年度「新しい時代に主体的に生きる子どもの育成」とそれぞれなっている。

また、副主題に関しては、2010年度まで設定されてなかった。2011年度「主体的な学習を保障していくために～」、2012～2014年度「一人一人の可能性を伸ばし、自立と社会参加を目指して～」、2015年度「～一人一人の可能性を伸ばし、社会の一員として生きることを目指して～」となっている。なお、2016年度より「～一人一人の可能性を伸ばし、社会の一員として共に生きることを目指して～」と「共に」が追加変更された。

2 活動内容

特別支援教育部会は、栃木県特別支援教育連絡協議会（栃木県小学校教育研究会、栃木県中学校教育研究会、栃木県知的特別支援学校で構成）の構成団体の一つとして諸活動を行っている。なお、具体的な内容としては、研修会を、全体研修会と分科会に分け実施している。

(1) 全体研修会

毎年、年1回主に夏季休業時に全体研修会を実施している。なお、実施方法については、2001年度「宿泊研修会」、2002年度「第35回全国情緒障害教育研究協議会栃木大会の企画運営」、2003年度「第37回全日本特別支援教育連盟関東甲信越地区特別支援教育研究協議会栃木大会開催」、2004年度「県特別支援教育連絡協議会との共催事業として、障害児教育研究会

を2回実施)、2006～2008年度「県中教研特別支援教育部会との共催事業で、小・中教研合同の特別支援教育研修会の実施」、2009～2012年度「栃中教研特別支援教育部会との共催事業で、夏季特別支援教育研修会の実施」、2014～2019年度「栃木県特別支援教育連絡協議会、栃中教研特別支援教育部会との共催事業で、夏季特別支援教育研修会の実施」、2020年度「関プロ山梨大会（紙面発表）」、2021年度「関プロ神奈川大会（紙面発表）」等となっている。

具体的な全体研修会のテーマを表4に示す。

表4 全体研修会

年度	テーマ
2001	・障害児の生きる力を育てる教育～個別指導計画の作成について～
2002	・社会の中で、豊かに生きる力を育てる情緒障害教育の在り方～一人一人のニーズに応じた特別な支援を通して～
2003	・心豊かでたくましく生きるための教育を求めて
2004	・特別支援教育に向けての校内体制の取組について
2006	・2006年度新たな取組を開始して
2007	・特別支援教育で学校が変わる
2008	・特別支援教育の推進にあたって
2009	・一人一人を理解して支援する特別支援教育の在り方
2011	・発達障害のある児童生徒に対する指導の在り方
2012	・発達障害のある子どもの理解～脳科学と心理学の視点から～
2014	・社会性につまずきのある子のためのチームで進める社会性とコミュニケーションの支援
2015	・インクルーシブ教育体制における特別支援教育の在り方～最近の国の動向と合理的配慮について～
2016	・コミュニケーションに困難を抱える子どもが伸びる、ほめ方・しかり方・言葉かけ
2017	・特別支援教育の今日的課題、今教師に求められるもの
2018	・ともに学ぶ教室を目指して～ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり～
2019	・発達に課題のある子どもに寄り添う指導の手立て～困り感を切り口として子どもの見方を考える～

インクルーシブ教育体制における特別支援教育の在り方を検討するなど、国の施策等との連携を図りながら、全体研修会のテーマを設定していることが理解できる。また、学校現場での課題や指導・支援の在り方を検討するなど、教員の指導における課題に対して、検討する取組が多く挙げられている。

(2) 分科会

分科会に関しては、テーマ毎の分科会が設置される以前（2001～2011年度）は、全体研修会のテーマに合わせたテーマ別研修会が設定されるなど、特に一定の決まりはみられなかった。この期間は、表5のような内容が挙げられた。なお、2012年度より、分科会は、分科会1知的障害、分科会2自閉症・情緒障害、分科会3言語難聴の3つに分かれている。

表5 その他の内容

内 容	件数
1 発達障害のある子どもの理解と支援	5
2 小学校における授業支援の在り方	4
3 中学校における授業支援の在り方	3
3 将来の自立に向けた個別の教育支援計画の作成と活用	3
5 小学校における校内の支援体制の在り方	2
5 保護者との連携の在り方	2
7 中学校における校内の支援体制の在り方	1
7 通級指導教室における現状と課題	1
7 小中学校と特別支援学校との連携の在り方	1
7 高等学校における授業支援及び進路指導の在り方	1
7 特別支援学校における現状と課題	1

第1位は、「発達障害のある子どもの理解と支援」が5件、第2位は、「小学校における授業支援の在り方」が4件、第3位は、「中学校における授業支援の在り方」、「将来の自立に向けた個別の教育支援計画の作成と活用」が各3件、第5位は、「小学校における校内の支援体制の在り方」、「保護者との連携の在り方」が各2件、第7位は、「中学校における校内の支援

体制の在り方]、「通級指導教室における現状と課題」、「小中学校と特別支援学校との連携の在り方」、「高等学校における授業支援及び進路指導の在り方」、「特別支援学校における現状と課題」が各1件となっている。

① 分科会1 知的障害

分科会1 知的障害のテーマを表6に示す。

表6 知的障害

内 容	件数
1 知的障害のある児童・生徒への算数・数学科の指導の充実	3
2 卒業後の自立を見据えたキャリア教育の在り方	2
2 就労を見通した生活単元学習や自立活動の指導について	2
4 学童期及び思春期における性に関する指導について	1

第1位は、「知的障害のある児童・生徒への算数・数学科の指導の充実」が3件、第2位は、「卒業後の自立を見据えたキャリア教育の在り方」、「就労を見通した生活単元学習や自立活動の指導について」が各2件、第4位が、「学童期及び思春期における性に関する指導について」が1件となっている。

② 分科会2 自閉症・情緒障害

分科会2 自閉症・情緒障害のテーマを表7に示す。

表7 自閉症・情緒障害

内 容	件数
1 フリートーキング特別支援あるある	3
2 「非行少年とその心」その理解と対応～少年鑑別所の現場から～	1
2 愛着に問題を抱えている子どもの理解と対応について	1
2 自閉症スペクトラム児への言語指導	1

第1位は、「フリートーキング特別支援あるある」が3件、第2位は、「非行少年とその心その理解と対応～少年鑑別所の現場から～」、「愛着に問題を抱えている子どもの理解と対応について」、「自閉症スペクトラム児への言語指導」が各1件となっている。

③ 分科会3言語難聴

分科会3言語難聴のテーマを表8に示す。

表8 言語難聴

内 容	件数
1 構音障害の基礎知識と支援の実際	2
2 吃音の基礎知識と支援の実際	1
2 読み書きにつまずきのある児童への指導	1
2 発声・発語の指導	1
2 通級による指導について	1

第1位は、「構音障害の基礎知識と支援の実際」が2件、第2位は、「吃音の基礎知識と支援の実際」、「読み書きにつまずきのある児童への指導」、「発声・発語の指導」、「通級による指導について」が各1件となっている。

4 成果

取組全体の成果を表9に示す。

表9 成果

年度	成 果	キーワード
2015	・インクルーシブ教育に向けた合理的配慮、基礎的環境整備、教育の専門性に関する方針等について、教員の理解が進んだ。また、作品展覧会等の開催により、特別支援教育に対する社会の理解と関心を高めることができた。	・インクルーシブ教育の充実 ・合理的配慮の理解 ・基礎的環境整備の理解 ・教育の専門性の向上 ・教員の理解 ・特別支援教育の理解の向上
2016	・インクルーシブ教育システムとしての多様な学びの場である特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等での、合理的配慮の具体的な取組について、教員の理解が進んだ。	・インクルーシブ教育の理解 ・合理的配慮の理解 ・教員の理解
2017	・研修会の開催により、特別な支援を必要とする児童に対する学習指導上の手立てや効果的な教材等についての情報を収集することができた。 ・県内の特別支援学級、通級指導教室担当者を対象に実施したアンケート調査の結果から、特別支援学級担当者が特別支援学校教諭免許状を取得している割合は2割程度であり、地域格差が大きいことが分かった。	・学習指導上の手立てや教材等の理解 ・特別支援学校教諭免許状の取得
2018	・研修会の開催により、授業におけるユニバーサルデザインの視点の有効性や、特別な支援を必要とする児童に対する学習指導上の手立て及び効果的な教材等について、情報を収集することができた。	・ユニバーサルデザインの視点と有効性 ・学習指導上の手立てや教材等の理解
2019	・研修会の開催により、特別な支援を必要とする児童に対する学習指導上の手立てや効果的な教材等の他、インクルーシブ教育や共同学習を進めるにあたっての視点等についても情報を収集することができた。	・学習指導上の手立てや教材等の理解 ・インクルーシブ教育の理解 ・共同学習の理解
2020	・関プロの紙面発表を通して、特別支援学級に在籍している児童に対する個別の教育支援計画の重要性や有効性を改めて確認することができた。	・個別の教育支援計画の重要性・有効性
2021	・関プロ大会の紙面発表を通して、合理的配慮を必要とする児童に対して、行政機関や主治医、保護者などとの連携・協議の重要性を改めて確認することができた。	・合理的配慮の理解 ・関係機関との連携の重要性

表9で示したキーワードを表10に示す。

表10 キーワード

	内 容	件数
1	インクルーシブ教育の充実	3
1	合理的配慮の理解	3
1	学習指導上の手立てや教材等の理解	3
4	教員の理解	2
5	基礎的環境整備の理解	1
5	ユニバーサルデザインの視点と有効性	1
5	教育の専門性の向上	1
5	特別支援教育の理解の向上	1
5	特別支援学校教諭免許状の取得	1
5	共同学習の理解	1
5	個別の教育支援計画の重要性・有効性	1
5	関係機関との連携の重要性	1

第1位は、「インクルーシブ教育の充実」、「合理的配慮の理解」、「学習指導上の手立てや教材等の理解」が各3件、第4位は、「教員の理解」が2件、第5位は、「基礎的環境整備の理解」、「ユニバーサルデザインの視点と有効性」、「教育の専門性の向上」、「特別支援教育の理解の向上」、「特別支援学校教諭免許状の取得」、「共同学習の理解」、「個別の教育支援計画の重要性・有効性」、「関係機関との連携の重要性」が各1件となっている。

5 課題

取組全体の課題を表11に示す。

表11 課題

年度	課 題	キーワード
2015	・各校での校内支援体制の機能充実、教員の専門性向上のための研修の設定、支援員等の配置、個別の教育支援計画の有効活用が必要と考えられる。	・校内支援体制の充実 ・教員の専門性向上 ・支援員の配置 ・個別の教育支援計画の活用
2016	・合理的配慮の観点を踏まえた指導・支援の手立てを一層工夫するとともに、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に明記し、有効活用していく必要がある。	・合理的配慮の理解 ・指導・支援の手立ての工夫 ・個別の教育支援計画の活用 ・個別の指導計画の活用
2017	・特別支援学級等担当者の専門性向上の方策について、関係機関と連携を図りながら検討していく必要がある。	・特別支援学級担当者の専門性向上 ・関係機関との連携
2018	・特別支援学級等担当者の専門性向上について、特別支援学校教諭免許状の取得率向上の方策も含め、関係機関との連携を図りながら継続的に検討していく必要がある。	・特別支援学級担当者の専門性向上 ・特別支援学校教諭免許状の取得率向上 ・関係機関との連携
2019	・特別支援学級担当者の専門性向上について、特別支援学校教員免許状の取得率向上の方策も含め、関係機関と連携を図りながら継続的に検討していく必要がある。	・特別支援学級担当者の専門性向上 ・特別支援学校教諭免許状の取得率向上 ・関係機関との連携
2020	・情報共有のための時間を効率よく確保する方法や、より適切な指導・支援を行うための専門性の向上等について検討していく必要がある。	・情報共有の在り方 ・専門性の向上
2021	・情報共有のための時間確保や、適切な指導・支援を行うための専門性の向上等について検討する必要がある。	・情報共有の在り方 ・専門性の向上

表11で示したキーワードを表12に示す。

表12 キーワード

	内 容	件数
1	教員の専門性向上	3
1	特別支援学級担当者の専門性向上	3
1	関係機関との連携	3
4	個別の教育支援計画の活用	2
4	特別支援学校教諭免許状の取得率向上	2
4	情報共有の在り方	2
7	校内支援体制の充実	1
7	支援員の配置	1
7	合理的配慮の理解	1
7	指導・支援の手立ての工夫	1
7	個別の指導計画の活用	1

第1位は、「教員の専門性向上」、「特別支援学級担当者の専門性向上」、「関係機関との連携」が各3件、第4位は、「個別の教育支援計画の活用」、「特別支援学校教諭免許状の取得率向上」、「情報共有の在り方」が各2件、第7位は、「校内支援体制の充実」、「支援員の配置」、「合理的配慮の理解」、「指導・支援の手立ての工夫」、「個別の指導計画の活用」が各1件となっている。

このことから、通常の学級の中での、特別支援教育の充実を図っていく必要性が求められる。

IV 考察

我が国の特別支援教育に関する施策に合わせ、栃木県の実情や現在までの教育施策等の取組状況などを確認しながら、一步一步着実に取組を進め、成果を挙げてきていることを、理解することができた。このことから、インクルーシブ教育や障害のある児童への配慮等を中心に、特別支援教育の

理念や必要性に関する理解が進んできたことが理解できる。

具体的にみると、特別支援教育の校内体制整備に関しては、インクルーシブ教育の充実、合理的配慮の理解を中心に、支援体制整備が進んできていることが理解できた。一方で、特別支援教育に関する教員の専門性に関しては、十分ではない面が多くみられることから、引き続き専門性の向上に向けた取組に力を入れていく必要があると考える。

また、教育研究会等の位置付けで、研修会の開催等への実践をとおして、研究主題に沿った内容を取り上げながら、研究や実践に取り組んできたことが分かった。さらに、学校数も多く、栃木県内全体に関係するものであるため、共通理解を十分図りながら進めることが求められた。

以上のようなことから、文部科学省の施策や栃木県の取組に関する内容を受けて、各小学校においては、各内容に関して、各分科会では、現状を分析し、必要な内容を取り上げることや充実を図ることを目標として、対応や検討を行っていることなどが理解できた。

V まとめと今後の課題

現在、通常の学級における特別な支援を必要とする児童の割合が増加し、特別支援教育の対象も広がりを見せている。このような中、学校における特別支援教育に関する校内体制の充実が求められるが、その中でも特に、教員の特別支援教育に関する専門性が求められている。

一方、2007年4月の学校教育法の一部改正により特別支援教育が法制化され、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育が実施されることになった。これを受けて、地域における特別支援教育を推進するための体制の整備に向けて、特別支援学校は中核的な役割を担うことが期待されている。

また、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（文科省、2018）において、特別支援学校は、「地域の実態や家庭の要請等により、

障害のある児童生徒等又はその保護者に対して教育相談を行うなど、各学校の教員の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と規定された。

ここでは具体的なセンター的機能として、①小・中学校等の教員への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能、の6点が挙げられており、各学校の実情や地域におけるニーズ等に応じた弾力的な対応が求められている。

以上のことから、特別支援学校は、地域におけるセンター的機能を中心に、様々な役割が求められており、各学校が独自性を発揮していくためにも、校長のリーダーシップによる、特別支援教育に関する組織的な支援体制の確立や学校形成力等が求められている。

以上のようなことから、文科省及び栃木県等の施策等を理解し、特別支援教育コーディネーターの役割を確認しながら、学校の中でしっかり役割を果たすことができるような体制を作っていくことが求められる。

なお、教員の専門性の向上に関する課題については、高等学校における特別支援教育の推進に関連して、2018年度より、高等学校における通級による指導が制度化した。このことを受け、栃木県においては2019年度より、協力校2校（栃木県立今市高等学校、栃木県立黒羽高等学校）を対象として研究が進んでいる。今後は、これらの実践研究の結果を参考にし、学校間の連携や、個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の引継ぎなど移行支援を充実させていく必要がある。

引用文献

- 1) 第2期教育振興基本計画 (2013)
- 2) 学校教育法施行規則の改正 (2006)
- 3) 学校教育法等の一部改正 (2007)
- 4) 教育基本法 (2006)
- 5) 文部科学省 (2001) 21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～ (最終報告).
- 6) 文部科学省 (2003) 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告).
- 7) 文部科学省 (2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告). 中央教育審議会初等中等教育分科会.
- 8) 文部科学省 (2020) 小学校学習指導要領.
- 9) 新学習指導要領 (2017)
- 10) 栃木県教育振興基本計画 (2020) 栃木県教育委員会.
- 11) 栃木県教育振興基本計画 (2025) 栃木県教育委員会.
- 12) 栃木県小学校研究会研究年報第38号 (2001) ～第58号 (2021)
- 13) とちぎ教育振興ビジョン (一期計画) (2001～2005) 栃木県教育委員会.
- 14) とちぎ教育振興ビジョン (二期計画) (2006～2010) 栃木県教育委員会.
- 15) とちぎ教育振興ビジョン (三期計画) (2011～2015) 栃木県教育委員会.
- 16) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編 (2018)

(帝京大学理工学部教授)
(日光市立轟小学校校長)